市川三郷町生涯学習センター（if センター）
文字デザインが決定しました

if（イフ）は「市川三郷ファミリー」（**i**chikawamisato **f**amily）を表しています。

市川三郷町生涯学習センターの愛称「ｉｆセンター」の文字デザインを募集し、応募いただいた113点の中から、文字デザイン選定委員会での選考等により、文字デザインが決定しました。たくさんのご応募ありがとうございました。

ICHIKAWAMISATO FAMILY CENTER
ifセンター

▲文字デザイン横版

ICHIKAWAMISATO FAMILY CENTER
ifセンター

▼文字デザイン縦版

○最優秀賞
今村　咲様
（市川三郷町出身 / 東京都世田谷区在住）

○コンセプト
「りんどう」の花のように、訪れる方が太陽に向かって笑顔で生涯を貫いてほしいと思い「りんどう」と葉をポイントにしました。

問 町生涯学習課☎ 055-272-6094

市川三郷町営　町の身近な診療所
国民健康保険診療所

国民健康保険でない方も受診できます

町営診療所は現在、医師確保により体制が充実し利用しやすくなっています。お薬の処方も院内処方で待ち時間が少なくご利用できます。国民健康保険でない方も、初診の方も、町外の方も、どなたでも利用できます。ぜひご利用下さい。

■内科診療（日曜、祝日休診）

	月	火	水	木	金	土
午前	山田外記	山田俊彦	正木久嗣	有泉道行	山田外記	三澤明彦
午後	'	河野哲夫	正木久嗣	内藤いづみ	'	'

診療時間【午前】午前９時～正午
【午後】午後２時～５時
※ただし、水曜日の午前は10時から

花粉症でお困りの方も…
花粉が飛ぶ季節になり、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみ、目の充血など「花粉症」でお悩みの方が多い時期です。日本人のおよそ４人に１人が悩まされる「花粉症」。町営診療所でも花粉症の診察を行えます。その他インフルエンザの予防接種、高血圧の診察など、ぜひ町の身近な診療所をご利用下さい。

■整形外科診療
毎週土曜日 神平雅司先生
診療時間【午前】午前９時～正午
※受付はいずれも午前８時30分から

問町営国民健康保険診療所
☎ 055-272-7111

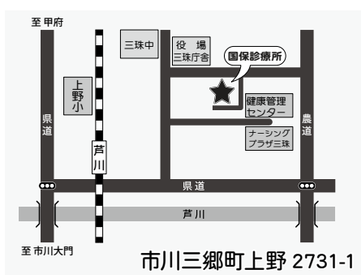

市川三郷町上野 2731-1

市川三郷町無料公衆無線ＬＡＮ
フリーWi-Fiが利用できます。

問町総務課情報化推進係☎ 055-272-1102

町では、大規模災害発生時における災害情報入手や安否確認など、情報通信手段の確保や平時の住民サービスの向上を目的とし、Ｗｉ－Ｆｉ（無線ＬＡＮ）によるインターネット環境を整備しました。平時は一般開放しています。ぜひご利用下さい。

利用手順
利用規約、利用マニュアルなどは町ホームページに掲載してあります。ＱＲコードを読み取ることでアクセスできます。
【町ホームページ】
「行政情報」→「総務課からのお知らせ」に掲載

1 利用規約への同意
無線ＬＡＮの利用には、利用規約への同意が必要となります。

2 Wi-Fi に接続する
お手持ちのスマートフォンやパソコンを Wi-Fi に接続します。
Wi-Fi 設定をオンにし「Ichikawamisato_Free_WiFi」を選択する。

3 利用者認証する
見たいホームページにアクセスしようとすると利用者認証の画面が表示されます。画面の指示に従い、メール認証か SNS（facebook、LINE、Twitter）認証どちらかを行って下さい。
※メール認証の場合迷惑メール設定にご注意下さい。

4 利用開始
利用者認証が完了すると、市川三郷町ホームページが表示され、利用が開始されます。利用中に制限時間（1回 60 分）を超えると認証画面が表示されます。
継続して利用する場合は、再認証を行って下さい。

災害発生時には
認証不要で開放します-(災害時用)
大規模災害発生時には災害時用
「ichikawamisato_Emg_WiFi」
を開放します。
認証不要で速やかにインターネット接続が可能です。
情報収集や安否確認等にご活用下さい。
（本庁舎・市川南小中学校は災害時も通常の運用となります）

〔利用可能場所〕
市川三郷町役場三珠庁舎・六郷庁舎内
管内小中学校の校庭と体育館
三珠地区（上野小学校、大塚小学校、三珠小学校、三珠中学校）
市川地区（市川小学校、市川東小学校、市川中学校）
六郷地区（六郷小学校、六郷中学校）
※市川東小学校は校庭と校舎に整備（体育館未整備）
※利用可能場所は避難所に指定されています
※本庁舎と市川南小中学校（校舎・体育館）は別事業により整備済みです（接続は左記の方法と異なります）

〔利用可能時間〕
午前６時から午後10時まで
※本庁舎・市川南小中学校は24時間利用可能

▲市川三郷フリーWi-Fi（ワイファイ）ロゴマーク

? Wi-Fi（ワイファイ）とは
ネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でインターネットなどに接続する技術

狂犬病の死亡率は100％

愛犬の「登録」と「予防注射」は飼い主の義務です

狂犬病予防注射日程のお知らせ

【問い合わせ・申し込み】町生活環境課環境衛生係☎055-272-6092

狂犬病は、哺乳類や鳥類などすべての恒温動物に感染しますが、特に犬の仲間が感染しやすいウイルス性の病気です。この病気の恐ろしさは、いったん発病すると現在の医学でも治療方法はなく、ほぼ100％死に至ることです。

狂犬病予防法により生後91日以上の犬は、登録と年1回の予防接種を受けなければなりません。

今年度の予防接種と新規登録を右記日程表のとおり行います。既に登録されている飼い主の方には、案内ハガキがお届けしてありますので、予防接種の際、**必ずハガキを持参**して下さい。

「登録しているのにハガキが届かない」「既に犬が死亡しているのにハガキが届いた」などありましたら、ご連絡をお願いします。

【注意事項】予防接種時の事故防止のため、予防接種を受ける犬に次のような症状がある場合は、摂取前に獣医師にご相談下さい。

▷食欲のない犬
▷妊娠末期の犬
▷病気中の犬

※町では訪問注射は実施しておりません。かかりつけの獣医師に相談して下さい。

【料金内容】

▷予防注射料　2，950円
▷注射済票交付手数料　550円

【必要な場合の加算額】

▷新規登録料　3，000円

※動物病院で接種した場合は、注射済証を役場へ提出して下さい。

■狂犬病予防注射日程

期　日	場　所	時　間
4/14（日）	役場六郷庁舎	8:30 ～ 9:10
	役場三珠庁舎	9:45 ～ 10:35
	役場本庁舎	10:50 ～ 12:00
4/16（火）	旧楠甫農協跡地	9:30 ～ 9:40
	細田公民館	9:45 ～ 10:05
	鴨狩公民館	10:15 ～ 10:30
	宮原公民館	10:40 ～ 11:05
	ニードスポーツセンター	11:15 ～ 11:30
	落居5・6区公民館	11:35 ～ 11:45
	網倉公民館	13:00 ～ 13:10
	岩下公民館	13:20 ～ 13:25
	堀切公民館	13:40 ～ 13:50
	近萩公民館	14:00 ～ 14:05
	芦久保消防詰所	14:15 ～ 14:20
	入公民館	14:25 ～ 14:35
4/17（水）	下九一色生活改善センター	9:30 ～ 9:40
	下九一色中山橋	9:45 ～ 9:50
	川浦小御崎神社	10:05 ～ 10:15
	町屋消防詰所	10:25 ～ 10:35
	道林ふれあいプラザ	10:45 ～ 11:00
	大塚町民体育館	11:05 ～ 11:25
	ふるさと交流センター	13:00 ～ 13:10
	上ノ原消防詰所	13:15 ～ 13:25
	御崎神社	13:40 ～ 13:50
	上地区公民館	13:55 ～ 14:10
	中央駐車場	14:15 ～ 14:25
4/19（金）	建設業協会市川支部駐車場	9:00 ～ 9:20
	高田地区公民館	9:30 ～ 10:00
	宮本公民館	10:10 ～ 10:25
	峡南消防本部北部消防署	10:35 ～ 10:50
	大木集荷場	11:00 ～ 11:10
	法師倉公民館	11:15 ～ 11:20
	大同地区公民館	13:00 ～ 13:10
	宮沢公民館	13:15 ～ 13:20
	沖村リサイクルステーション	13:25 ～ 13:30
	帯那公民館	13:40 ～ 13:50
	山保地区公民館	13:55 ～ 14:05
	藤田養蚕飼育所	14:10 ～ 14:15
	四尾連公民館	14:25 ～ 14:35

大変！愛犬が迷子に…。そんな時は。

迷い犬が役場で保護されている場合があります。飼い犬が行方不明になった場合は、町生活環境課環境衛生係までご連絡下さい。

鑑札や注射済票から飼い主が確認できますので、必ず首輪につけておいて下さい。

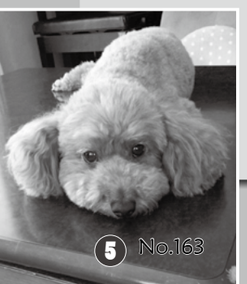

農業委員会だより

農地を転用するときは農地法の許可が必要です

農地は大切な食料の供給基盤です。一度農地以外に転用すると元に戻すことはとても難しく、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります。

農地法の許可を受けず、農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり厳しい罰則があります。

農地転用の許可基準や手続き方法については、農業委員会にご相談下さい。

無許可での農地転用は違法行為です

■農地転用申請の種類

自分の農地を農地のままで売買や贈与をしたり、他の人の農地を取得する場合	自分の農地への植林や駐車場、宅地などに転用する場合	自分の農地を賃貸借、使用貸借契約し、太陽光発電施設などに転用する場合、また他の人の農地を取得し駐車場や宅地などに転用する場合	自分の農地を他の人へ耕作依頼する場合
農地を取得する方は、経営面積が三珠地区は30㌃、六郷と市川地区は20㌃必要			
農地法第3条許可申請	農地法第4条許可申請	農地法第5条許可申請	利用権設定

提出先　市川三郷町農業委員会 事務局（町農林課内）☎055-240-4163　受付期間は毎月1日～10日（10日が土日祝日の場合はその前日）

地目変更手続きをお忘れなく！

農地法の転用許可を得て、目的どおり転用を完了しましたら、農業委員会の証明を受け法務局で地目変更の登記をしましょう。

農業者年金に加入しましょう

～農業者の方なら広く加入できます～

農業者年金は、老後を安心して暮らすための公的年金制度です。

■「積立方式」の長期的に安定した年金制度
■農業に従事する人が広く加入
■意欲ある担い手に保険料を助成
■80歳まで保証がついた終身年金
■保険料は自由選択

問JA山梨みらい市川支店☎055（272）1211、上野支店☎055（272）1414、六郷支店☎0556（32）2041または、町農業委員会☎055（240）4163

平成31年度 農業臨時賃金等標準額表

10a当たり

農作業名称	市川三郷町内
耕　　運	9,500円
代　か　き	9,500円
機械田植	10,000円
バインダー（結束紐含む）	12,000円
ハーベスター（脱穀）	11,000円
コンバイン（乾燥運搬含）	33,000円
一般農作業	8,500円
一般農作業（1時間当たり）	850円
農休日	7月6日㈯、7月7日㈰

・各作業に賄いはなし。
・本表は標準額です、相談のうえ作業の難易や圃場の条件などで金額を決定して下さい。

農地の賃貸借料情報提供比較一覧表

10a当たり

農地の区分		平均額	最高額	最低額
田		10,393円	39,319円	5,000円
普通畑		5,516円	36,766円	2,392円
樹園地		4,944円	17,045円	2,887円
	モ　モ	13,863円	13,863円	13,863円
	ブドウ	4,921円	4,921円	4,921円
	キウイ	－　円	－　円	－　円
	その他	7,317円	17,045円	2,887円

【情報収集期間】平成30年1月～12月

小学校への新入生のいる世帯に子育て祝い金が支給されます

子どもの誕生を祝福するとともに、子育ての支援、次世代を担う子どもたちの健全な育成を願い「子育て祝い金」を支給しています。次の要件を満たす方は、申請をお願いします。

【支給対象者】 今年4月に小学校に入学する児童で、小学校入学時に市川三郷町に住所を有している児童の保護者

【申請書】 入学式の際、学校にて配布します。なお、町外の小学校へ入学される方には郵送します。

【支給額】 入学する児童1人につき2万円

【申請期限】 4月12日㈮

※申請書が全員分揃ってから支払いますので、必ず期限内に申請して下さい。

【申請場所】 ▽六郷庁舎いきいき健康課▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係

【申請書類】 子育て祝い金等支給申請書

多子世帯子育て応援金

安心して産み育てるための子育て支援策として、18歳以下の子どもが3人以上いる多子世帯に「多子世帯子育て応援金」を支給します。

【支給対象者】 今年4月に小学校に入学する児童で、小学校入学時に市川三郷町に住所を有している児童の保護者

【申請書】 申請書類は「子育て祝い金等支給申請書」が兼ねていますので、改めて申請する必要はありません。

【支給額】 第3子が小学校へ入学する場合3万円、第4子以降は1人につき5万円を**子育て祝い金に加算して支給します。**

児童扶養手当額が変わります ～平成31年4月分から～

平成30年平均の全国消費者物価指数（対前年比変動率＋1.0％）が公表されました。

その結果、平成31年度の児童扶養手当額については、1.0％の引き上げとなります。

また、第1子同様に第2子及び第3子以降の加算額にも物価スライドを適用し、1.0％の引き上げとなります。

【手当額】

	（全部支給・月額）	（一部支給・月額）
	42,910円	**42,900円～10,120円**
昨年度まで	42,500円	42,490円～10,030円

	子育て祝い金	多子世帯子育て応援金	合　計
第**1**子	**2**万円	－	**2**万円
第**2**子	**2**万円	－	**2**万円
第**3**子	**2**万円	**3**万円	**5**万円
第**4**子以降	**2**万円	**5**万円	**7**万円（1人につき）

【問い合わせ】町いきいき健康課子育て支援係☎ 0556-32-2114

町内事業者から購入する「はんこ」購入費の一部が助成されます

はんこは、町の伝統地場産業です。町では、このはんこを深く理解していただくことを目的に、町内事業者からのはんこ購入に対し、購入費の一部を助成します。

【対象】 ▽町内に住所を有する方のはんこ▽町内に法人登記のある事業所のはんこ

※この他にも対象の条件があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

【助成額】 購入費の1／2以内（1万円限度、100円未満の端数切捨て）

※はんこのケース代は、対象外です。

※購入前に事前申請が必要です。

※助成は、年度内1回のみです。

【問い合わせ】 町商工観光課商工係 ☎0055（240）4157

チャイルドシートのレンタル・購入費補助

町では町内にお住まいの方を対象に、チャイルドシートのレンタル及び購入費補助を実施しています。

■レンタルの場合

【対象】 1歳未満児の保護者または、里帰りなどで一時的に1歳未満児と同居する祖父母など

【費用負担】 なし

【貸出期間】 満1歳の誕生日まで

【注意点】 ▽出生前に申請でき、出産予定日から貸し出しができます。申請時には、**母子手帳・印鑑**をお持ち下さい。

■購入費補助の場合

【対象】 6歳未満児の保護者

【補助金額】 ▽1万円が上限（1万円以上の場合は1万円補助）▽1万円未満の場合は実費補助（但し100円未満切捨て）

【注意点】 ▽出生前の購入でも補助対象となります。▽申請受付は、出生届受理後からとなります。申請時には**印鑑・購入時の領収書・品質保証書**が必要です。申請期限は購入した日から1年以内です。

【問い合わせ】 町防災課防災防犯係 ☎0055（272）1175

住宅リフォーム費用の一部が助成されます

町では住宅リフォームに対し、費用の一部を助成します。

【対象になる住宅】 ▽町内にある個人住宅▽リフォーム着工時に建築後5年を経過しているもの

【対象になるリフォーム】 ▽リフォームに要した費用が10万円以上のもの ▽※町内業者によるリフォーム

※町内業者＝町に小規模工事等契約希望者登録をしている業者

【注意】 ▽他の制度で町から助成を受けている場合や、過去に助成を受けている場合、この助成は受けられません。▽予算の都合上、助成金がなくなり次第締め切ります。

【助成額】 リフォームに要した費用の10％、10万円が上限（千円未満は切り捨て）

■工事着工前に必ず町まちづくり推進課までご相談下さい。詳しい申請方法などご説明します。

【問い合わせ】 町まちづくり推進課住宅係☎0055（272）1136

福祉タクシー券を交付します　対象者は申請を！

町では障害者や高齢者を対象に、タクシーの初乗料金が免除される福祉タクシー券を交付します。

対象者で、タクシー券の交付を希望される方は次のとおり申請して下さい。

※「社会福祉施設入所者」「自動車税や軽自動車税の減免を受けている方」は対象にはなりません。

【対象者】 ▽身体障害者手帳1～2級所持者▽療育手帳の障害程度がAの方▽精神障害者保健福祉手帳1級所持者▽介護慰労金受給者に介護されている方のうち非課税世帯の方▽88歳以上の方▽心身の障害により一人での外出ができない高齢者等（担当民生委員の証明により町が判定し交付します）

【申請に必要なもの】 ①はんこ ②手帳所持者は次のいずれかの手帳▽身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳

【交付枚数】 年間24枚（1カ月あたり2枚）

【受付期間】 年間をとおして受付

※受付は年間をとおして行っていますが、申請した翌月分からの枚数を交付します。

【申請場所】
▽本庁舎福祉支援課
▽三珠支所住民サービス係
▽六郷庁舎いきいき健康課

【問い合わせ】 町福祉支援課福祉係 ☎0055（272）1106